

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月9日
【届出者の氏名又は名称】	MP-2605株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-8970
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒田 裕 / 同 十倉 彬宏 / 同 前田 直樹 / 同 木脇 英嗣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	MP-2605株式会社 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、MP-2605株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソラストをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

(注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関

する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者、公開買付者（その関連者を含みます。）、対象者及び大東建託株式会社（以下「大東建託」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても（又はその他の開示方法をもって米国でも）英文で開示が行われます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2026年3月25日付で提出した公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じました。

また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第2項但書に基づき、2026年4月7日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年4月8日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付者が2026年3月25日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2026年3月25日付公開買付開始公告につきまして、これらの記載事項の一部に訂正すべき事項が生じました。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、対象者の従業員をその会員とする従業員持株会に対し、対象者株式（又は公開買付者の祖父母会社であるMP-2603株式会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案していたところ、同従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました。これにより、公開買付者が2026年3月25日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2026年3月25日付公開買付開始公告につきまして、これらの記載事項の一部に訂正すべき事項が生じました。

よって、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

##### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本取引合意

( ) その他

対象者従業員持株会による本従業員持株会継続保有に対する賛同

##### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

##### 5 買付け等を行った後における株券等所有割合

##### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

##### 8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

##### 11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

##### 1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

##### 3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 3【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり（注1）、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者株式を取得及び所有することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、その後対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的としております。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・パイアウト(MBO)（注2）の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。）、及び対象者の従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」といいます。）が本従業員持株会継続保有（以下に定義します。以下同じです。）に賛同した場合における従業員持株会保有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するために実施されます。

< 中略 >

(注4) 本取引後、野田氏は、本再出資（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定です。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、公開買付者は、対象者従業員持株会についても本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となっていたための一連の手續に係る提案を行う予定ですが、詳細は後述いたします。

(注5) 「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、野田氏は本野田氏保有譲渡制限付株式のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に対象者株式24,121株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する対象者株式は116,586株（所有割合：0.13%）となります。

< 中略 >

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本公開買付けの公表日において、対象者の従業員をその会員とする対象者従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有を提案いたしました。対象者従業員持株会がこれに賛同した場合には、本スクイズアウト手續後に、対象者従業員持株会は、MBKファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた対象者への出資を継続することとなります。

< 中略 >

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において対象者の筆頭株主である大東建託（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.07%）との間で、大東建託が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において、大東建託が所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書（以下「本取引合意」といいます。）を締結しております。

< 中略 >

さらに、公開買付者は、対象者の従業員に対し、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である対象者従業員持株会（所有株式数：2,382,144株、所有割合：2.63%。なお、対象者従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。）に対し、本公開買付けの公表日において、大要以下のとおり、対象者株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案いたしました。もっとも、本書提出日現在では、当該アレンジメントについて、対象者従業員持株会と未協議であるため、詳細は未定です（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- ・対象者従業員持株会が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による抛出及び対象者従業員持株会による定期買付が停止されること
- ・第2回株式併合（以下に定義します。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合、その旨及び関連する事項について、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。当該提出の時期については、2026年4月中旬を見込んでおります。なお、仮に対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施されない予定です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注7）（28,530,600株（所有割合：31.46%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（28,530,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- （注7） 買付予定数の下限（28,530,600株）は、対象者の議決権数（対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に係る議決権の数である（906,912個）に3分の2を乗じた数（604,608個）から不応募合意株式（31,805,100株）に係る議決権数（318,051個）及び対象者の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の本譲渡制限付株式（注8）（125,241株）に係る議決権数（1,251個）を控除した議決権数に100を乗じた数（28,530,600株）を設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会（以下「残存予定株主」と総称します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、買付予定数の下限の計算においては、本従業員持株会継続保有について対象者従業員持株会と未協議であるため、従業員持株会保有株式に係る議決権数は控除しておりません。また、本株式併合後において、対象者に残存予定株主以外の株主が存在する場合は（以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。）、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する対象者株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた対象者株式を対象者従業員持株会に返還する取引（当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。）を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、貸株料等の本貸株の条件は本書提出日現在未定です。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性も

あるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

<中略>

最後に、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合は、本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式(以下「本A種種類株式」といいます。))を受け取することを目的とした三角株式交換(具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である対象者従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、対象者従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによります。)を実施し、対象者従業員持株会とMBKファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本書提出日現在未定ですが、今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本書提出日現在未定です(注10)。さらに、本A種種類株式の内容は本書提出日現在未定ですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。

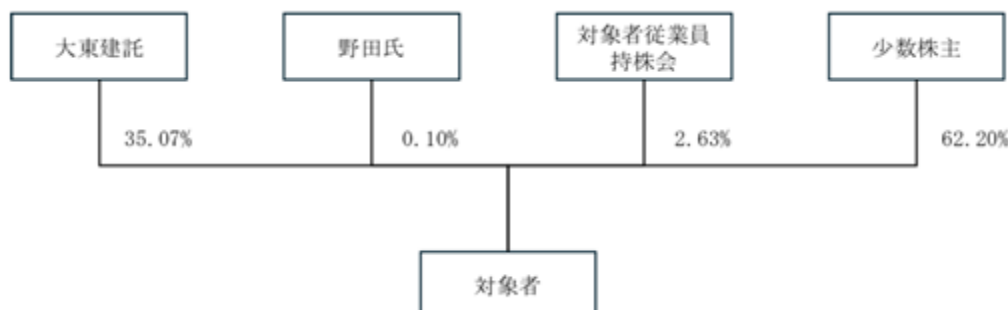
(注10) 本三角株式交換は、対象者従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価(但し、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。なお、本三角株式交換は、対象者従業員持株会として一体的に対象者株式を継続保有することで、対象者の従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト(MBO)後の事業運営の安定性を確保することを企図するものです。また、野田氏による再出資の条件は本書提出日現在未定であり、かつ、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合であっても、対象者従業員持株会から退会者が生じる等により、対象者従業員持株会の対象者株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に対象者従業員持株会が所有する公開買付者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しております。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとなります。

[本取引のスキーム図]

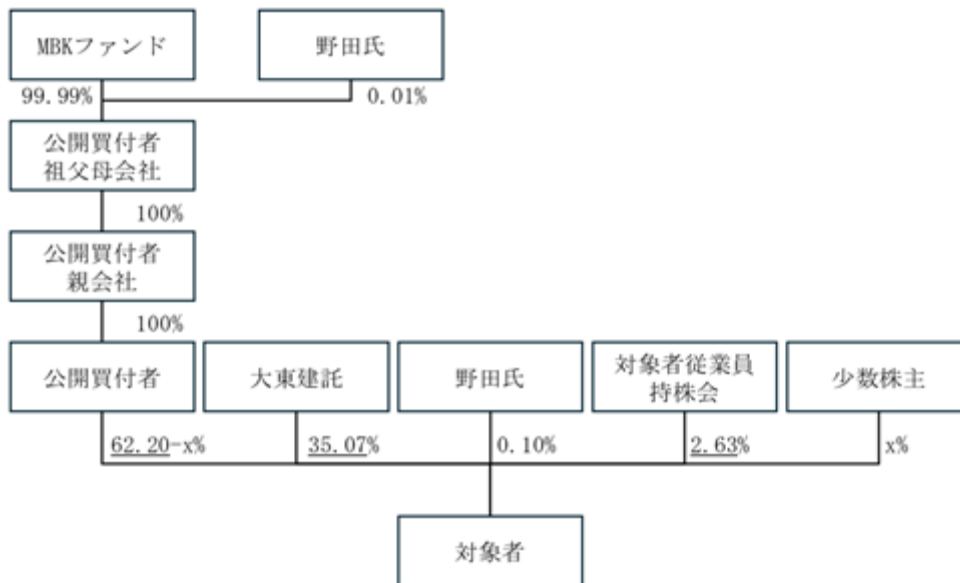
1 本公開買付けの実施前(本書提出日現在)

2026年2月28日時点において、大東建託が対象者株式31,805,100株(所有割合:35.07%)、野田氏が92,465株(所有割合:0.10%)、対象者従業員持株会が2,382,144株(所有割合:2.63%)、少数株主が56,411,515株(所有割合:62.20%)を所有。



## 2 本公開買付けの成立後（2026年5月中旬）

公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施。本公開買付価格は1,119円。



（注11） 公開買付者祖父母会社に係るMBKファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に100.00%となりますが、便宜上99.99%と表記しております。以下、「3 本スクイーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）」においても同じです。

（注12） 対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本スクイーズアウト手続を経て、公開買付者と大東建託のみを対象者の株主とする予定です。その後、本自己株式取得により、公開買付者のみを対象者の株主となり、本再出資は行われますが、本三角株式交換は実施いたしません。

## 3 本スクイーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

< 中略 >

## 4 本再出資（未定）

対象者株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スクイーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

< 中略 >

## 5 本資金提供、本減資等、本自己株式取得（2026年8月上旬）（予定）

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スクイーズアウト手続の効力発生を条件として対象者による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

< 中略 >

## 6 本三角株式交換（未定）

本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社のA種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

< 中略 >

（注14） 対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施いたしません。

## 7 本三角株式交換実施後（未定）

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主はMBKファンド、野田氏及び対象者従業員持株会となる予定。

<後略>

### （訂正後）

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり（注1）、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者株式を取得及び所有することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、その後対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的としております。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。）、及び従業員持株会保有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するために実施されず。

<中略>

（注4）本取引後、野田氏は、本再出資（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定です。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、対象者の従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」といいます。）についても本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となる予定ですが、詳細は後述いたします。

（注5）「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数から変更がない旨対象者から報告を受けた2026年3月24日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、（ ）同自己株券買付状況報告書に記載された同年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）、（ ）対象者が同年3月24日に提出した「自己株式の取得中止および取得状況に関するお知らせ」に記載された同年3月1日から同年3月24日までに対象者により取得された自己株式数（124,100株）並びに（ ）同年2月26日及び2月27日を約定日として取得した旨対象者から報告を受けた自己株式数（16,500株。なお、この株式数は、上記（ ）及び（ ）のいずれにも含まれていないとのこと。）の合計数（4,191,169株）を控除した株式数（90,550,624株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、野田氏は本野田氏保有譲渡制限付株式のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に対象者株式24,655株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する対象者株式は117,120株（所有割合：0.13%）となります。

<中略>

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本公開買付けの公表日において、対象者の従業員をその会員とする対象者従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有（以下に定義します。）を提案していたところ、対象者従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしましたので、本スクイーズアウト手続後に、対象者従業員持株会は、MBKファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた対象者への出資を継続することとなります。

<中略>

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において対象者の筆頭株主である大東建託（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.12%）との間で、大東建託が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において、大東建託が所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書（以下「本取引合意」といいます。）を締結しております。

<中略>

さらに、公開買付者は、対象者の従業員に対し、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である対象者従業員持株会（2026年2月28日時点における所有株式数：2,382,144株、所有割合：2.63%。なお、対象者従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。）に対し、本公開買付けの公表日において、大要以下のとおり、対象者株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案し、対象者従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- ・対象者従業員持株会が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。なお、本書の訂正届出書提出日現在において対象者従業員持株会の所有株式数は2,321,240株、所有割合は2.56%です。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による拠出及び対象者従業員持株会による定期買付が停止されること
- ・第2回株式併合（以下に定義します。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注7）（26,115,700株（所有割合：28.84%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,115,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注7） 買付予定数の下限（26,115,700株）は、対象者の議決権数（本基準株式数に係る議決権の数である（905,506個））に3分の2を乗じた数（603,671個。小数点以下切り上げ。）から不応募合意株式（31,805,100株）に係る議決権数（318,051個）、従業員持株会保有株式に係る議決権数（23,212個）及び対象者の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の本譲渡制限付株式（注8）（125,241株）に係る議決権数（1,251個）を控除した議決権数に100を乗じた数（26,115,700株）を設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会（以下「残存予定株主」と総称します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。また、本株式併合後において、対象者に残存予定株主以外の株主が存在する場合は（以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。）、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する対象者株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた対象者株式を対象者従業員持株会に返還する取引（当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。）を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、貸株料等の本貸株の条件は本書提出日現在未定です。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

< 中略 >

最後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）を受け取することを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である対象者従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、対象者従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによります。）を実施し、対象者従業員持株会とMBKファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本書提出日現在未定ですが、今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本書提出日現在未定です（注10）。さらに、本A種種類株式の内容は本書提出日現在未定ですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。

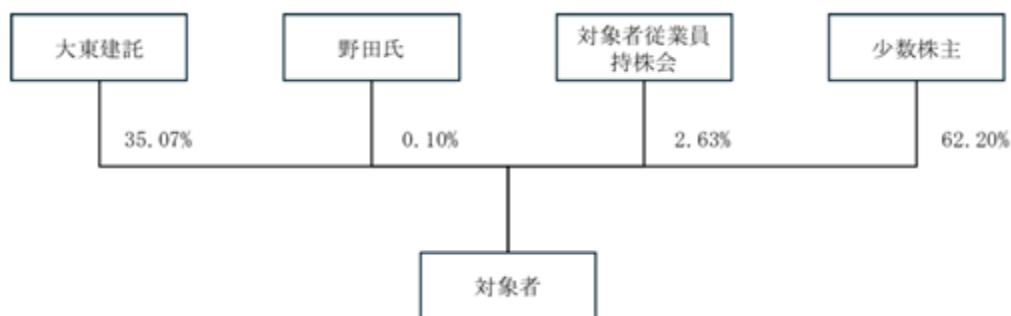
（注10） 本三角株式交換は、対象者従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価（但し、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。なお、本三角株式交換は、対象者従業員持株会として一体的に対象者株式を継続保有することで、対象者の従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・パイアウト（MBO）後の事業運営の安定性を確保することを企図するものです。また、野田氏による再出資の条件は本書提出日現在未定であり、かつ、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同している本書の訂正届出書提出日以降であっても、対象者従業員持株会から退会者が生じる等により、対象者従業員持株会の対象者株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に対象者従業員持株会が所有する公開買付者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しております。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとなります。

#### [ 本取引のスキーム図 ]

##### 1 本公開買付けの実施前

2026年2月28日時点において、大東建託が対象者株式31,805,100株（所有割合（注11）：35.07%）、野田氏が92,465株（所有割合：0.10%）、対象者従業員持株会が2,382,144株（所有割合：2.63%）、少数株主が56,411,515株（所有割合：62.20%）を所有。



（注11） スキーム図1における「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、スキーム図2及びスキーム図3における「所有割合」とは、上記注5に定義されるものをいいます。

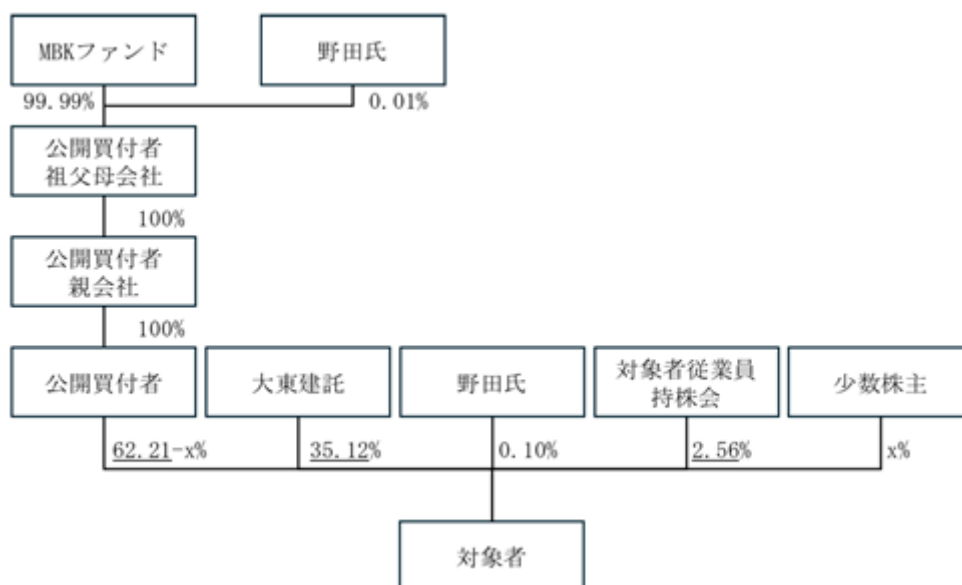
2 対象者従業員持株会による本従業員持株会継続保有への合意後（本書の訂正届出書提出日現在）

本書の訂正届出書提出日現在において、大東建託が対象者株式31,805,100株（所有割合：35.12%）、野田氏が92,465株（所有割合：0.10%）、対象者従業員持株会が2,321,240株（所有割合：2.56%）、少数株主が56,331,819株（所有割合：62.21%）を所有。



3 本公開買付けの成立後（2026年5月中旬）

公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施。本公開買付価格は1,119円。



（注12） 公開買付者祖父母会社に係るMBKファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に100.00%となりますが、便宜上99.99%と表記しております。以下、「4 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）」においても同じです。

4 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

< 中略 >

5 本再出資（未定）

対象者株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スキーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

< 中略 >

6 本資金提供、本減資等、本自己株式取得（2026年8月上旬）（予定）

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スクイズアウト手続の効力発生を条件として対象者による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

< 中略 >

7 本三角株式交換（未定）

本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社のA種種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

< 中略 >

8 本三角株式交換実施後（未定）

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主はMBKファンド、野田氏及び対象者従業員持株会となる予定。

< 後略 >

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者において以下の手続の実施を要請する予定です。

具体的には、会社法第180条に基づく対象者株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日（本書提出日現在において、2026年5月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び大東建託は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しています。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者において以下の手続の実施を要請する予定です。

具体的には、会社法第180条に基づく対象者株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日（本書提出日現在において、2026年5月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しています。

< 後略 >

## (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本取引合意

( ) その他

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項（注2）の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しております。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされています（対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げられる場合を除きます。）。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項（注2）の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しております。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされているところ、2026年4月2日付で当該承諾を取得しています（対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げられる場合には当該承諾の取得を要しない旨定められていましたが、本書の訂正届出書による下限の引き下げは、それに加えて2026年3月1日から同年3月24日までの対象者による自己株式取得並びに同年2月26日及び2月27日を約定日とする自己株式取得を考慮しており、当該範囲を超えるものですので、原則どおり当該承諾を取得しています。）。

&lt; 中略 &gt;

対象者従業員持株会による本従業員持株会継続保有に対する賛同

公開買付者は、対象者従業員持株会に対し、本公開買付けの公表日において、本従業員持株会継続保有を提案し、対象者従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました。詳細については、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	58,886,124 (株)	28,530,600 (株)	(株)
合計	58,886,124 (株)	28,530,600 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(28,530,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(28,530,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(58,886,124株)を記載しております。当該最大数は、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(94,741,793株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,050,569株)及び不応募合意株式(31,805,100株)を控除した株式数(58,886,124株)を記載しております。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	56,424,284 (株)	26,115,700 (株)	(株)
合計	56,424,284 (株)	26,115,700 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,115,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,115,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(56,424,284株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数から従業員持株会保有株式(2,321,240株)及び不応募合意株式(31,805,100株)を控除した株式数(56,424,284株)を記載しております。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	588,861
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月25日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月25日現在)(個)(g)	319,216
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	917,863
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	64.93
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(58,886,124株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月25日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち、野田氏が所有する116,586株(野田氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,121株が含まれております。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月25日現在)(個)(g)」のうち、116,586株に係る議決権の数(1,165個)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月13日に提出した「第58期 半期報告書」に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(94,741,793株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,050,569株)を控除した株式数(90,691,224株)に係る議決権数である906,912個を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	564,242
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月9日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月9日現在)(個)(g)	342,434
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	917,863
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	62.31
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(56,424,284株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち、野田氏が所有する117,120株(野田氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,655株が含まれております。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年4月9日現在)(個)(g)」のうち、117,120株に係る議決権の数(1,171個)は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月13日に提出した「第58期 半期報告書」に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数に係る議決権数である905,506個を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

## (2)【根拠法令】

(訂正前)

&lt;前略&gt;

公開買付者は、2026年3月9日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本公開買付けによる対象者株式の取得ができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

&lt;前略&gt;

公開買付者は、2026年3月10日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本公開買付けによる対象者株式の取得ができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年4月7日付で短縮され、2026年4月8日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

## (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年4月7日

許可等の番号 JD第2111号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	65,893,572,756
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	20,000,000
合計(a) + (b) + (c)	66,113,572,756

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(58,886,124株)に、本公開買付価格(1,119円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	63,138,773,796
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	20,000,000
合計(a) + (b) + (c)	63,358,773,796

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(56,424,284株)に、本公開買付価格(1,119円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(28,530,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(28,530,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(訂正後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(26,115,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(26,115,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

## (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

## (訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,654百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,654百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## (訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,654百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,654百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2026年3月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	319,216 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	319,216		
所有株券等の合計数	319,216		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,121株に係る議決権の数241個を含みます。

(訂正後)

(2026年4月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	342,434 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	342,434		
所有株券等の合計数	342,434		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,655株に係る議決権の数246個を含みます。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(2026年3月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	319,216 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	319,216		
所有株券等の合計数	319,216		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,121株に係る議決権の数241個を含みます。

(訂正後)

(2026年4月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	342,434 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	342,434		
所有株券等の合計数	342,434		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,655株に係る議決権の数246個を含みます。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(訂正前)

(2026年3月25日現在)

氏名又は名称	大東建託株式会社
住所又は所在地	東京都港区港南二丁目16番1号
職業又は事業の内容	建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、及びガス供給等の関連事業
連絡先	連絡者 大東建託株式会社 事業戦略部長 矢部 征彦 連絡場所 東京都港区港南二丁目16番1号 電話番号 03-6718-9111
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 大東建託は、本取引合意において、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。)を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

(2026年3月25日現在)

氏名又は名称	大東建託株式会社
住所又は所在地	東京都港区港南二丁目16番1号
職業又は事業の内容	建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、及びガス供給等の関連事業
連絡先	連絡者 大東建託株式会社 事業戦略部長 矢部 征彦 連絡場所 東京都港区港南二丁目16番1号 電話番号 03-6718-9111
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 大東建託は、本取引合意において、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年4月9日現在)

氏名又は名称	ソラスト従業員持株会
住所又は所在地	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ C棟 12F(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者における従業員持株会制度の運用
連絡先	連絡者 株式会社ソラスト 連絡場所 東京都港区港南二丁目15番3号 電話番号 050-1808-5041
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して( )対象者の株券等を取得すること及び( )株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しているもの

(注) ( )対象者従業員持株会は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本三角株式交換により、公開買付者祖父母会社を通じて、公開買付者に対して間接的に出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、また、( )対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続を前提とするアレンジメントである本従業員持株会継続保有に賛同しており、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続のための議案に賛同する旨の意向を確認しているため、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当する可能性があるとして判断し、特別関係者として記載しております。

&lt;後略&gt;

## 【所有株券等の数】

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

野田 亨

(2026年3月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,165 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1,165		
所有株券等の合計数	1,165		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、野田氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,121株に係る議決権の数241個を含みます。

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

野田 亨

(2026年3月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,171 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1,171		
所有株券等の合計数	1,171		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、野田氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式24,655株に係る議決権の数246個を含みます。

## 対象者従業員持株会

(2026年4月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23,212 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—	—
株券等預託証券( )	—	—	—
合計	23,212	—	—
所有株券等の合計数	23,212	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

本公開買付けに際し、公開買付者は、大東建託との間で、2026年3月24日付で本取引合意を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本取引合意」をご参照ください。

(訂正後)

本公開買付けに際し、公開買付者は、大東建託との間で、2026年3月24日付で本取引合意を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本取引合意」をご参照ください。

また、公開買付者は、対象者従業員持株会に対し、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、本従業員持株会継続保有を提案し、対象者従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同いたしました。詳細については、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。

### 公開買付届出書の添付書類

#### (1) 2026年3月25日公開買付開始公告

##### 2. 公開買付けの内容

##### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,654百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,654百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,654百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の2025年3月31日に終了した事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,654百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合、対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## (2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

外為法第27条第2項但書に基づき、2026年4月7日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年4月8日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2026年3月10日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」(JD第2111号)及び日本銀行が2026年4月7日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。

## (3) 買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年4月9日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。